＜申告書記載例＞　初めて申告される方

申告の手引・その他の様式等は所沢市のホームページからダウンロードできます。

事業種目は具体的に記入してください。

個人番号または法人番号を記入してください。

所沢市内において事業を開始した年月を記入してください。

受付印

令和　9　年　1　月　18　日

（宛先）所　沢　市　長

令和　9　年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード

第二十六号様式〈提出用〉

所有者	（フリガナ） 1 住所 （又は納税通知書送達先）	サイタマケン　トコロザワシ　ナミキ 〒359-0042　埼玉県　所沢市　並木一丁目　1-1　所沢ビル101 （電話　04-2998-9068　）
	（フリガナ） 2 氏名 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	トコロザワ　タロウ 所　沢　太　郎 （屋号　所沢うどん　）

3 個人番号又は法人番号	
4 事業種目（資本金等の額）	飲食業（うどん屋） （　百万円）
5 事業開始年月	令和 8 年 1 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理担当　所沢一郎 （電話　04-2998-9068　）
7 税理士等の氏名	並木会計事務所　並木次郎 （電話　03-1234-XXXX　）

8 短縮耐用年数の承認	有・（無）
9 増加償却の届出	有・（無）
10 非課税該当資産	有・（無）
11 課税標準の特例	有・（無）
12 特別償却又は圧縮記帳	有・（無）
13 税務会計上の償却方法	（定率法）・定額法
14 青色申告	（有）・無

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（イ－ロ＋ハ）（ニ）
1	構築物			2,000,000	2,000,000
2	機械及び装置			1,250,000	1,250,000
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品			2,820,000	2,820,000
7	合計			6,070,000	6,070,000

資産の種類		評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品			
7	合計			

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地	並木一丁目　1-1　所沢ビル101 TEL04-2998-9068
16 借用資産（有）・無）	貸主の名称等 所沢花子リース（株）TEL02-2998-XXXX
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家

18 備考（添付書類等）　該当する項目に○をつけてください。

1．資産増減あり　2．資産増減なし　3．該当資産なし

4．廃業・解散・転出等（　　年　　月　　日）

例）市内に事業所及び資産がない場合
・登記上の本店のみであるため
・1月1日時点ですでに事業所を閉鎖済のため
例）事業所がある場合
・全てリース資産であるため

個人…ご自宅の住所
法人…登記上の本店所在地

納税通知書や申告書の送達先が上記と異なる場合は（　）で記入してください。

住所・氏名（会社名）には必ずフリガナを付してください。

該当するものを○で囲んでください。

短縮耐用年数の承認、増加償却の届け出がある方、非課税資産、課税標準の特例措置に該当する資産を所有する方は資産税課へ申し出てください。

所沢市内にある店舗・工場・事業所の所在地を記入してください。

該当するものを○で囲んでください。

申告すべき資産のない方は「該当資産なし」を○で囲んで、具体的にその事由を書いてください。

この欄は記入する必要はありません。
ただし、電算により全資産申告する場合は記入が必要です。

令和9年1月1日現在で所沢市内に所有する全資産を種類別に合計して記入してください。

減価計算を電算化している事業所の所定の用紙をお持ちの場合は、貴社の書式で申告して差し支えありません。

＜明細書記載例＞　初めて申告される方

＜資産コード＞
システムで自動付番されますので記入する必要はありません。所有者様によって桁数は異なります。

漢字・数字・アルファベット等30文字以内で記入してください。

＜年号＞
令和…R
平成…H
昭和…S

記入漏れのないように注意してください。

＜資産の種類＞
1．構築物
2．機械及び装置
3．船舶
4．航空機
5．車両及び運搬具
6．工具、器具及び備品

令和　9　年度　＜提出用＞

所有者コード	個人番号又は法人番号

明　細　書

所有者名	1枚のうち
所沢　太郎	1枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 十億 百万 千 円	耐用年数	減価残存率	価額 十億 百万 千 円	課税標準の特例 率 コード	減免 率 コード	課税標準額 十億 百万 千 円	減少事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部	増加事由	摘要
01	1		駐車場　舗装	1	R	8	10	2,000,000	10						1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
02															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
03	2		麺打ち機	1	R	8	10	1,250,000	9						1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
04															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
05	6		イス	30	R	8	4	900,000	5						1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
06	6		テーブル	5	R	8	2	500,000	5						1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
07															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
08															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
09															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
10	6		エアコン	2	R	8	10	620,000	4						1 2 3 4	1 2	1 ② 3 4	耐用年数 2年経過の中古品
11															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
12	6		冷蔵庫	1	H	27	10	800,000	6						1 2 3 4	1 2 ③ 4	1 2 3 4	○○市から移設
13															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
14															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
15															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
16															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
17															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
18															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
19															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
20															1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	
			小計	40				6,070,000										
			合計															

第二十六号様式別表一〈提出用〉

自動付番されるため記入する必要はありません。

この欄は記入する必要はありません。

ただし、電算により全資産申告する場合は

記入が必要です。

＜増加事由＞
1．新品取得
2．中古品取得
3．移動による受入れ
4．その他

いずれかに必ず○印を付けてください。

新品を取得した場合

中古品を取得した場合

所沢市外の市町村から移設した場合

年号　…　S昭和・H平成・R令和
注意　「増加事由」の欄は、1　新品取得、2　中古品取得、3　移動による受入れ、4　その他　のいずれかに○印をつけてください。

「車両」について
フォークリフト、クレーン等の大型特殊自動車は償却資産の対象となりますが、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は償却資産の対象外となりますので、申告の必要はありません。また、車両に取り付けられた次の資産につきましても申告の必要はありません。
（例）カーエアコン、カーナビゲーション他

＜取得価額＞
資産を取得するために直接支出した金額のほか、当該資産を事業の用に供するために要した費用（手数料・据付費）も含まれます。